

電気事業法等の一部を改正する等の法律案について (概要)

平成27年3月
経済産業省

<目次>

0. 全体像
1. 電気事業法の一部改正
2. ガス事業法の一部改正
3. 熱供給事業法の一部改正
4. 経済産業省設置法等の一部改正
(電力・ガス取引監視等委員会の設立)

- 「エネルギー基本計画」で示した「市場の垣根を外していく供給構造改革等」を推進するためには、市場ごとの**縦割型産業構造に代わる将来像を志向する制度改革を総合的・一体的に実現**することが不可欠。
- このため、電力の第3弾改正法案とあわせて、**都市ガス、熱供給に関する制度改革**を盛り込んだ法案を**本通常国会に提出**することを目指す。
- これら3本の法案の提出に当たっては、平成28年(2016年)からの電力の小売全面自由化に先立って平成27年(2015年)中に創設が必要となる**新たな規制組織の設置**に関する法案(経済産業省設置法等)とあわせた**東ね法(予算関連法案)**とする。

- 【電力】 電気事業法の改正(第3弾)による法的分離等の実施
※小売全面自由化については第2弾改正法で措置済
- 【都市ガス】 ガス事業法の改正による小売全面自由化等の実施
- 【熱供給】 熱供給事業法の改正による料金規制の撤廃等の実施
- 【規制組織】 経済産業省設置法等の改正による新たな規制組織の創設とエネ庁からの業務の移管等

【電力】	送配電部門の法的分離	電気事業法の改正(第3条関係)
	小売料金規制の撤廃を可能とする措置	第2弾改正電気事業法の改正(第12条関係)
	一般担保関連の規定整備(電事法以外)	政投銀一般担保法(※)の廃止(第8条関係) 沖縄振興特別措置法の改正(第9条関係)
	その他改正事項(保安及びネガワット(需要抑制で生み出された供給力)取引関連の規定の整備)	電気事業法の改正(第2条関係)

【都市ガス】	小売全面自由化	ガス事業法の改正(第5条)
	導管部門の法的分離	ガス事業法の改正(第6条)

※小売ガス料金の規制撤廃を可能とする措置については附則で措置。

【熱供給】	登録制への変更、料金規制の撤廃等	熱供給事業法の改正(第7条関係)
-------	------------------	------------------

【規制組織】	電力の市場監視業務	電気事業法の改正(第1条・第3条関係) 第2弾改正電気事業法の改正(第10条・第11条関係)
	ガスの市場監視業務	ガス事業法の改正(第4～6条関係)
	熱の市場監視業務	熱供給事業法の改正(第7条関係)
	規制組織創設に伴う設置法の改正	経済産業省設置法の改正(第13条・第14条関係)

- (1) 従来、我が国のエネルギー市場は、電力、ガス、熱等の業態ごとに制度的な「市場の垣根」が存在。一体的な制度改革により「市場の垣根」を撤廃し、**エネルギー企業の相互参入**や**異業種からの新規参入**を進めることが必要。
- (2) これにより、革新的な技術や効率的な経営手法の導入、異なるサービスの融合など、**ダイナミックなイノベーションを創発**。パイの奪い合いではなく、新たな付加価値の創出が期待される。
- (3) 具体的には、総合的なエネルギー市場を創り上げることで、以下のように**消費者利益の向上**を図ることが可能。
 - ① それぞれのライフスタイルや趣向に合わせたメニューやサービスが生まれ、光熱費の一体的な管理も容易となるなど、**エネルギー選択の自由度が拡大**する。
 - ② シェールガスの権益獲得など、安価な燃料の調達に努力した事業者が業態やエリアを越えてシェアを伸ばすことなどによりエネルギーコストを削減し、**料金の最大限の抑制**を実現する。
- (4) さらに、国内市場に閉じることなく、**総合エネルギー企業による海外市場の開拓・獲得**も目指すなど、我が国エネルギー産業に新たな成長の活路を生み出す。

※ 欧州では、既にエネルギー市場の垣根が撤廃されており、元来電力専業・ガス専業だった事業者が、新たに電力市場やガス市場に参入している。また、これらの企業は、総合エネルギー企業として、他の欧州各国や、北米、中東など海外市場の開拓を進めている。

1. 電気事業法の一部改正

① 送配電部門の法的分離の実施と行為規制

- 電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価(託送料金)を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須。
- 送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、現在認められている発電・小売事業と送配電事業の兼業を原則禁止する(送配電事業の「法的分離」)。
- なお、送配電会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

1. 人事等における中立性確保のための措置
2. 業務委託における中立性確保のための措置
3. ファイナンス取引に関する措置
4. その他社名や広告などに関する措置
5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

② 一般担保の在り方の見直し

- 一般電気事業者に認められている「一般担保」の付いた社債を発行できる特例について、適正な競争関係(イコルフットィング)を確保する必要性等を踏まえ、一般担保付社債の発行に関する規定を本則から廃止。
- ただし、現在の一般電気事業者の足元の資金調達環境を考慮し、第3弾改正法の施行から5年間は、発電会社・送配電会社・持株会社が一般担保付社債の発行を選択できるよう、附則において経過措置を規定(平成37年(2025年)まで発行可能)。

※併せて、政投銀一般担保法及び沖縄振興特別措置法上の一般担保付きの貸付金に関する規定についても廃止。

③ 小売電気料金の規制の撤廃

- 第2弾改正(小売参入の全面自由化)では、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、小売電気料金の規制については経過措置を講じ、当分の間、既存電力会社により規制料金メニューが提供されるよう措置した(自由料金メニューの提供も可能)。
- 第3弾改正法では、この料金規制の経過措置の対象事業者を国が指定する制度に変更。競争の進展状況を確認した上で、法的分離の実施と同時かそれ以降の時期であって、需要家の利益を阻害しないと判断できる場合には、国が指定を外すことにより、既存電力会社の供給区域(エリア)毎[=事業者毎]に料金規制の経過措置を解除することを可能とする。

④ 施行期日と検証規定

- 安定供給のためのルールやシステムを整備するための準備期間を確保する必要性等を踏まえ、法的分離は平成32年(2020年)4月1日に施行する。
- また、3段階にわたる電気事業法改正の最終段階となることから、今後の「課題の検証」について、第1弾法のプログラム規定に沿って、改めて検証規定を設けることとする。
- 具体的には、①第2段階の施行前、②第3段階の施行前、③第3段階の施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、競争条件や資金調達等の観点から必要な措置を講じる旨を規定する。

電気事業法に係る検証規定の概要

附則第74条 政府は、電気事業制度改革の段階的な実施を踏まえ、第2弾法改正の施行前、第3弾法改正の施行前、第3弾法改正の施行後5年内のそれぞれの時期において、改正法の施行の状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準その他の電気事業を取り巻く状況について検証を行うものとする。

2 政府は、前項の検証の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って電気事業者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合における競争条件改善措置、電気事業者間の適正な競争関係を確保するための措置、安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. ガス事業法の一部改正

① 小売参入の全面自由化

- 現在、一般ガス事業者には認められていない家庭等へのガスの供給について、小売の地域独占を撤廃し、登録を受けた事業者であればガスの小売事業への参入を可能とする。
- 小売料金規制を原則撤廃。ただし、需要家保護の観点から、競争が不十分な地域には規制料金メニューの提供を経過措置として義務付ける。
- また、都市ガスの小売全面自由化に併せ、簡易ガス事業^(※)について許可制の下での地点独占、料金規制を廃止し、ガス小売事業者として都市ガスの供給区域に参入することを可能にする。
(※)70戸以上の団地にLPガスをガス管で供給する事業

② ライセンス制の導入

- 小売参入全面自由化により、「一般ガス事業」や「大口ガス事業」といった区別がなくなることから、LNG基地事業(ガス製造事業)、ガス導管事業、ガス小売事業ごとに、それぞれ必要な規制を課す。
(LNG基地事業は届出制、一般ガス導管事業は許可制、特定ガス導管事業は届出制、ガス小売事業は登録制とする。)

③ LNG基地の第三者利用

- LNG基地を保有する事業者を対象に、第三者による利用を理由なく拒否することを法律により禁止。 ※ガス会社のみならず、電力会社等が保有するLNG基地も同様。
- 料金の算定方法など利用条件を約款として届出・公表することを義務付け、条件が不適當な場合は国が変更を命令。

④ ガス導管網の整備促進

- 導管部門は、地域独占や料金規制を維持し、安定供給を確保。
- 全てのガス導管事業者に、導管の相互接続に係る努力義務を課す。
- 導管接続を促すため、国が事業者間の協議を命令・裁定できる制度を創設。
- 広域的に便益をもたらす導管の整備費用を、周辺のガス事業者の託送料金に含めて回収できる制度を創設。(省令で措置)

⑤ 保安の確保

- 導管網の保安及び小口需要家が保有する内管の点検・緊急保安に関する法律上の義務を、従来の都市ガス事業者などのガス導管事業者に課す。総括原価方式を維持し、保安に必要な投資を確保。
- 消費機器の調査・危険発生防止の周知に関する義務を、消費者と接点の多いガス小売事業者に課す。
- 災害発生時も含めた、「公共の安全の維持又は災害の発生の防止」に関するガス事業者間の連携・協力について、全てのガス事業者に努力義務を課す。自由化や分社後もこれまでと同様の災害対応ができるよう、ガス導管事業者と新規参入者を含めたガス小売事業者の連携ルール等を整備する予定。定期的な訓練や情報共有を実施することで、円滑な緊急時対応に備える。

⑥ 導管部門の法的分離の実施と行為規制

- ガス市場における活発な競争を実現する上では、ガス導管部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等にガス導管ネットワークを利用できるようにすることが必須。
- ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、需要家が特に多い導管総距離の長い大手3社（東京・大阪・東邦）を対象に、現在認められているLNG基地事業・小売事業とガス導管事業の兼業を原則禁止する（ガス導管事業の「法的分離」）。（大手3社を除くガス事業者については、「会計分離」を維持。）
- なお、導管会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

1. 人事等における中立性確保のための措置
2. 業務委託における中立性確保のための措置
3. ファイナンス取引に関する措置
4. その他社名や広告などに関する措置
5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

⑦ 施行期日と検証規定等

- 新規参入者の存在を前提とした需要家情報システムを新たに構築する必要性等を踏まえ、全面自由化は、公布の日から2年6月以内の政令で定める日(＝平成29年(2017年)目途)に施行する。
- 安定供給や災害時保安のためのルールやシステムを整備するための準備期間を確保する必要性等を踏まえ、法的分離は平成34年(2022年)4月1日に施行する。
- また、電気事業法の改正と同様、制度改革の各段階において、様々な課題について検証を行い、課題を克服しながら改革を進める必要があるため、こうした趣旨を明らかにする検証規定を設ける。
- 具体的には、①法的分離の施行前、②法的分離の施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、必要な措置を講ずる旨を規定する。
- また、LNGの調達並びにガス工作物の保安の確保に支障が生じないよう必要な施策の推進を行うことが、政府の責務である旨を規定する。

ガス事業法に係る検証規定の概要

附則第75条 政府は、全面自由化及び法的分離の後の改正法の施行の状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

ガス事業法に係る責務規定の概要

附則第75条 (略)

2 政府は、法的分離に係る法改正後のガス事業法の施行に当たっては、LNGの調達並びにガス工作物の保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。

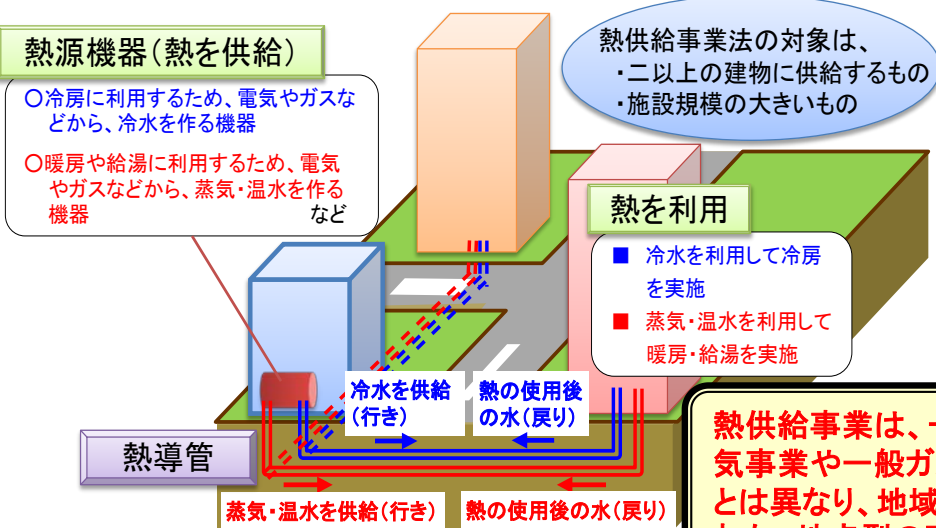
3. 熱供給事業法の一部改正

① 熱供給事業者に対する規制の合理化

- 現在「許可制」としている参入規制を、「登録制」とする。
- 料金規制や供給義務などの規制は撤廃する。

② 需要家を保護するための措置

- 需要家に対して十分な説明を行わないまま契約を締結する者が現れることなどにより、需要家利益が阻害されることを防止するため、熱供給事業者に対し、①料金等の説明義務、②書面交付義務、③苦情処理義務、④必要な供給設備の保有義務などを課す（電気事業法と同様の措置）。
- また、他の熱源（エアコン、ガスストーブ等）に容易に切り替えることができない需要家（団地の家庭需要家等）が存在することを踏まえ、こうした需要家に対して熱供給を行う熱供給事業者に対しては、料金規制や供給義務などの規制を経過措置として存続させる。



熱供給事業は、一般電気事業や一般ガス事業とは異なり、地域の限られた、地点型の事業。

○ 日本全国に77事業者、138地点が操業中
（平成26年12月現在）

【代表的な事例】

- ・六本木ヒルズ地区
- ・品川八潮団地
- ・東京スカイツリー地区
- ・みなとみらい21中央地区

	一般電気事業	一般ガス事業	熱供給事業
供給区域面積※1	100%	5.8%	0.01%
需要家数	8,466万件	2,935万件	3.6万件
事業規模※2	18,156億円	193億円	10億円
従業員数※2	12,929人	154人	17人

※1 日本の国土面積に占める割合 ※2 一供給区域当たり

4. 経済産業省設置法等の一部改正 (電力・ガス取引監視等委員会の設立)

① 電力・ガス取引監視等委員会の業務

○ 外部有識者5名を委員とする「電力・ガス取引監視等委員会」を設立し、従来にない権限を有する最も強い8条委員会とする。

i) 小売全面自由化等を踏まえた電力・ガス・熱の取引の適切な監視

- 説明義務の履行状況等に係る立入検査、事業者への業務改善勧告、経過措置料金の審査実務、大臣への意見具申等

ii) 電力・ガスのネットワーク部門の中立性確保のための厳格な行為規制の実施

- 差別的取扱い・グループ内の取引規制等に係る立入検査、事業者への業務改善勧告、託送料金の審査実務、大臣への意見具申等

② 特徴

○ 監視・規制の対象者である電気・ガス事業者等から「独立」し、電気・ガス事業者等と伍することができる「高度の専門性(『規制の虞』とならないようにする)」を有する組織とする。

(1) 独立性

- **経済産業大臣直属の組織**とする(資源エネルギー庁には設置しない)。
- 委員は、個々の職務遂行について**誰からも指揮監督を受けない**こととする。
- 委員会に、**専属の事務局**を設置する。
- 委員会の**単独行使権限**として、事業者に対し**業務改善勧告等**を行う権限を付与する(最も強い権限を有する8条委員会)。

(2) 高度の専門性

委員	<ul style="list-style-type: none">○委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務(市場監視等)に関し公正かつ中立的な判断をできる者のうちから、経済産業大臣が任命。○5名の委員を非常勤とすることで、非常勤でしか勤務できない者も含め幅広い層の中から委員を任命。ただし、委員のうち少なくとも常時2~3名が出勤する勤務形態とする。
事務局職員	<ul style="list-style-type: none">○外部の専門人材(弁護士、公認会計士等)を積極的に採用。

- ガス事業法における事業区分の見直しに伴う公益事業特権の措置、その他条文番号のズレに伴う規定の整備等を行うため、以下の法律について所要の改正を行う。
- また、電気・ガスの法的分離の実施に伴う税制措置や、施行に当たって必要となる各種経過措置についても附則で規定する。

- ① 地方税法
- ② 道路法
- ③ 共同溝の整備等に関する特別措置法
- ④ 法人税法
- ⑤ 登録免許税法
- ⑥ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ⑦ 電源開発促進税法
- ⑧ 石油コンビナート等災害防止法
- ⑨ 大規模地震対策特別措置法
- ⑩ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ⑪ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ⑫ 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
- ⑬ 地価税法
- ⑭ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法
- ⑮ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- ⑯ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ⑰ 原子力発電における使用済み燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律
- ⑱ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律
- ⑲ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律